

第9期滬上市分別収集計画

令和元年6月

滬 上 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物を分別収集、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、3R原則に基づきごみ処理を行うことを基本とする。
- ・容器包装廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進し、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	2,067	2,048	2,030	2,011	1,992

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進員を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

(1) 意識啓発・情報提供

ごみの減量・リサイクルの推進、ごみの排出マナーの向上のため、広報紙やホームページ等を活用して市民・事業者に対する意識啓発、積極的な情報発信・提供を行う。広報紙やホームページ等の作成に際しては、実際にごみの分別やごみ出しを行う市民・事業者の立場で各種の検討を行い、わかりやすい内容とするよう心がける。

また、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、市民の協力を求めていく。

(2) 環境教育・環境学習の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を広く市民・事業者の間に浸透させていくためには、一人ひとりがごみ問題や環境問題に関心を持ち、その大切さを理解する必要がある。このため、学校での環境教育や地域の中での実践体験の場などの充実・拡大を図る。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、小中学校への出前学習など、学校での環境教育・環境学習を推進する。

また、自治会・各団体のごみ処理施設の見学などを積極的に受け入れ、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量に対する意識の向上を図る。

(3) 集団回収の推進

町内会等の各団体による集団資源回収は、ごみの減量やリサイクルへの意識が高められることから、今後も継続できるよう広報紙等で参加・実施の呼びかけなどの支援を行う。

(4) 資源ごみ分別収集の推進

排出されるごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まないほかに、ごみの適正処理に支障をきたすおそれがあるため、ごみの分別徹底を呼びかけ、資源ごみの分別収集を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装		缶類
主としてアルミニウム製の容器包装		
主としてガラス製の容器包装	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として段ボール製の容器		古紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器包装	79		78		77		76		75	
主としてアルミニウム製の容器包装	63		62		61		60		59	
無色のガラス製容器	(合計) 90		(合計) 89		(合計) 88		(合計) 87		(合計) 86	
	(引渡) 90	(独自処理) 0	(引渡) 89	(独自処理) 0	(引渡) 88	(独自処理) 0	(引渡) 87	(独自処理) 0	(引渡) 86	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 110		(合計) 109		(合計) 108		(合計) 107		(合計) 106	
	(引渡) 110	(独自処理) 0	(引渡) 109	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 107	(独自処理) 0	(引渡) 106	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55	
	(引渡) 59	(独自処理) 0	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0	(引渡) 55	(独自処理) 0
主として段ボール製の容器	215		213		211		209		207	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 101		(合計) 100		(合計) 99		(合計) 98		(合計) 97	
	(引渡) 97	(独自処理) 4	(引渡) 96	(独自処理) 4	(引渡) 95	(独自処理) 4	(引渡) 94	(独自処理) 4	(引渡) 93	(独自処理) 4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直前年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定した。

人口変動率については、潟上市一般廃棄物処理基本計画の将来推計人口の推計値を基に算定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
31,636人 (対前年度比) 99.1%	31,350人 (対前年度比) 99.1%	31,064人 (対前年度比) 99.1%	30,777人 (対前年度比) 99.1%	30,491人 (対前年度比) 99.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるように指導する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	クリーンセンター
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集	クリーンセンター
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	古紙	市による定期収集	クリーンセンター
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	クリーンセンター

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市クリーンセンター粗大ごみ処理施設において缶については、選別・保管し、ペットボトルについては、選別・圧縮・梱包及び保管する。びん類、紙製容器包装については、各々ストックヤードにて選別・保管する。

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車 平ボディ車	クリーンセンター粗大ごみ処理施設（選別・圧縮・保管）
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	指定袋	パッカー車 平ボディ車	クリーンセンターストックヤード（選別・保管）
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	段ボール	古紙	ひもで束ねる	パッカー車 平ボディ車	クリーンセンターストックヤード（選別・保管）
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定袋	平ボディ車	クリーンセンター粗大ごみ処理施設（選別・圧縮・保管）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 集団回収の推進

町内会等の各団体による集団資源回収は、ごみの減量やリサイクルへの意識が高められることから、今後も継続できるよう広報紙等で参加・実施の呼びかけなどの支援を行う。

(2) 市民・事業者との意見交換や情報交換の推進

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民・市民団体・事業者等と意見交換や情報交換を推進する。